第２編　個 別 事 項 の 解 説

第１章　視覚障害

第２章　聴覚・平衡機能障害

第３章　音声機能、言語機能
又はそしゃく機能の障害

目　次

第２編　個別事項の解説

第１章　視覚障害 …… 1
疑義解釈 …… 6
事例 …… 11

第２章　聴覚・平衡機能障害 …… 15
聴覚障害 …… 17
疑義解釈 …… 19
事例 …… 21
平衡機能障害 …… 23
疑義解釈 …… 23
事例 …… 24

第３章　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 …… 27
音声・言語機能障害 …… 29
そしゃく機能障害 …… 32
疑義解釈 …… 35
事例 …… 37

第１章　視 覚 障 害

級別	視覚障害
１級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
２級	１．視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ２．視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ３．周辺視野角度（Ｉ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80度以下かつ両眼中心視野角度（Ｉ／２視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
３級	１．視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ２．視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ３．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
４級	１．視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） ２．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ３．両眼開放視認点数が70点以下のもの
５級	１．視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ２．両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ３．両眼中心視野角度が56度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ５．両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
６級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

第１章　視　覚　障　害

【総括的解説】

１．屈折異常がある者については、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。

２．視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。

３．視野はゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。

　ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（Ｉ／4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」をＩ／4 の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（Ｉ／2 視標による）」はＩ／2 の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。

　自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（図１）で 120 点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2 プログラム（図２）で中心 10 度内を 2 度間隔で 68 点測定する。

（図１）

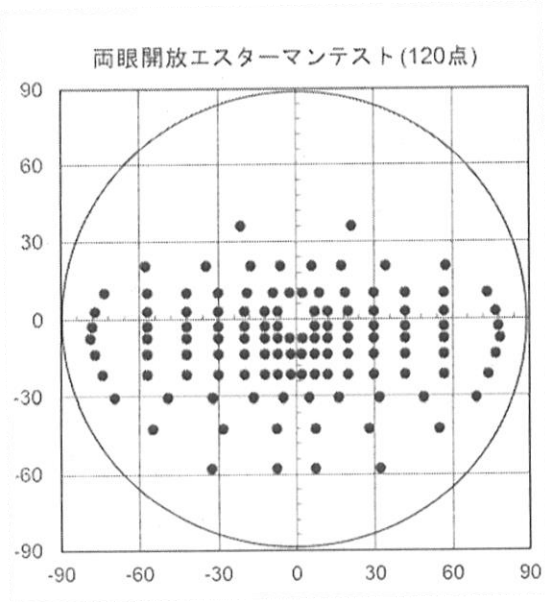

（図２）

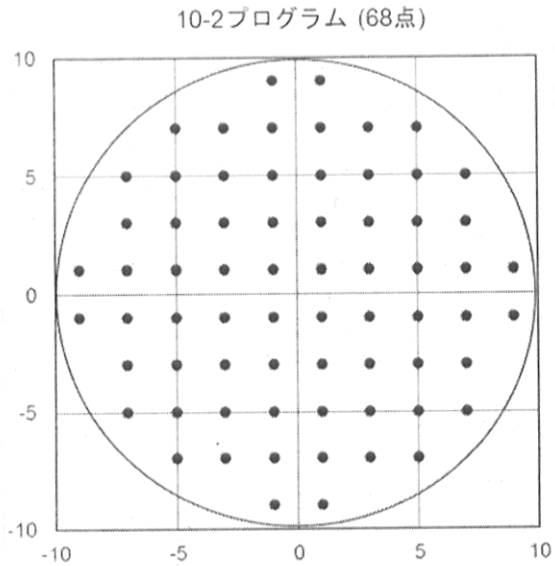

【各項解説】

１．視力障害

（１）視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

両眼の視力を別々に測定し、視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。等級の換算表（表 1）の横軸には視力の良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してある。

（２）両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を０として取り扱う。例えば、両眼とも視力が 0.6 で眼筋麻痺により複視が起こっていて、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を０とみなし６級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

（表 １）

枠内等級

他方の眼の視力															
0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
0～手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

視力の良い方の眼の視力

※横軸が視力の良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、枠内が等級を示す。
※指数弁は0.01とする

２．視野障害

（１）ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（Ｉ／4 視標による）の総和が左右眼それぞれ８０度以下のもの」、「両眼中心視野角度（Ｉ／2 視標による）」を以下によって判定する。

ア　Ｉ／4 の視標による８方向の周辺視野角度（ 上・内上・内・内下・下・外下・外・外上８方向の角度）の総和が左右眼それぞれ８０度以下であるかどうかを判定する。８方向の周辺視野角度はＩ／4 視標が視認できない部分を除いて算出する。

Ｉ／4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

Ｉ／4 の視標で、中心１０度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が８０度以下として取り扱う。

イ　Ｉ／2 の視標による８方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める。８方向の中心視野角度はＩ／2 視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼中心視野角度を計算する（ 小数点以下は四捨五入し、整数で表す）　。

両眼中心視野角度＝（ 3×中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和＋ 中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和）　／4

なお、Ⅰ／2 の視標で中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は 0 度として取り扱う。

（２）自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数及び両眼中心視野視認点数を以下の方法で判定する。

ア　視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が７０点以下かどうかを判定する。

イ　視標サイズⅢによる１0-2 プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。ｄＢの計算は、背景輝度３1.5 asb で、視標輝度 10,000as b を 0dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（ 小数点以下は四捨五入し、整数で表す）　。

　両眼中心視野視認点数＝（3×中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数＋中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数）／4

（３）「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。

ア　視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下 60 度、下 70 度、外下 80 度、外 95 度、外上７５度である。

イ　ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定したⅠ／4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

ウ　自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が１００点以下である。

（４）なお、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いた場合の等級判定について、表２のとおり示したので参照されたい。

（表２）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ゴールドマン型視野計</th><th colspan="2">自動視野計</th></tr>
<tr><th>Ⅰ/4視標</th><th>Ⅰ/2視標</th><th>両眼開放エスターマンテスト視認点数</th><th>10-2プログラム
両眼中心視野視認点数</th></tr>
<tr><td>２級</td><td rowspan="3">周辺視野角度
の総和が
左右眼それぞれ
80度以下</td><td>両眼中心視野角度
28度以下</td><td rowspan="3">70点以下</td><td>20点以下</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>両眼中心視野角度
56度以下</td><td>40点以下</td></tr>
<tr><td>４級</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">５級</td><td>両眼による視野が
２分の１以上欠損</td><td></td><td>100点以下</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>両眼中心視野角度
56度以下</td><td></td><td>40点以下</td></tr>
</table>

○疑義解釈

質　　疑	回　　答
[視覚障害]	
１．２歳児で、右眼球摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、６級に認定することは可能か。	乳幼児の視力は、成長につれて発達するものであり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、６級として認定することは適当ではない。 障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満３歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。
２．片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が0.7 以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の1/2 以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。	片眼の視力を全く失ったもので、他眼の矯正視力が0.7 以上ある場合、視覚障害の認定の有無、程度は、他眼の視野の状態により異なるため、通常の流れで視野検査を行い評価する必要がある。
３．視力、視野ともに認定基準には該当しないが、脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困難で、実効的視力が確保できない場合はどのように取り扱うのか。	眼瞼下垂をもって視覚障害と認定することは適当ではない。
４．外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0 として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。	これは、眼筋麻痺等によって、片眼を遮閉しないと生活ができない程度の複視の場合に適用される。両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではない。明らかな眼位の異常があっても両眼複視を自覚しない場合にはこれらに該当しない。
５．視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、	
ア．中心視野を含めた視野全体について、Ⅰ/2の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。	ア．視野障害の申請には、視野図の添付が必要である。Ⅰ/4 の視標での周辺視野の測定結果の記載も不可欠であり、Ⅰ/2 の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。

質　　疑	回　　答
イ．矯正視力が右0.7、左0.3のもので、Ｉ/4の視標を用いた周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下あるが、Ｉ/2の視標では視標そのものが見えず、両眼中心視野角度が0度となる場合は、視野障害２級として認定して差し支えないか。	イ．Ｉ/4 の視標による周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下であり、中心視野についてＩ/2 の視標を用いて測定した場合の両眼中心視野角度が0度であれば、中心視力があっても２級として認定することが適当と考えられる。
６．ゴールドマン型視野計と自動視野計の両方の測定結果を組み合わせて判定を行ってもよいか。	ゴールドマン型視野計と自動視野計の測定結果を混在して評価に使用することはできない。それぞれの視野計のみの結果を用い判定を行う必要がある。ただし、どちらの視野計を用いるかは診断医の判断による。また、自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価する。
７．ゴールドマン型視野計のＩ/4 視標、又は両眼開放エスターマンテストが正常範囲であっても、両眼中心視野角度又は両眼中心視野視認点数（10-2 プログラム）に異常があった場合、等級判定を行ってよいか。	ゴールドマン型視野計では、Ｉ/4 視標に異常がなくとも、Ｉ/2 視標による両眼中心視野角度が56 度以下であれば５級と判定される。自動視野計では、両眼開放エスターマンテストに異常がなくても、10-2 プログラムにおける両眼中心視野視認点数が40 点以下であれば５級と判定される。
８．ゴールドマン型視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下とは、どのように算出すればよいか。	ゴールドマン型視野計を用いる場合は、Ｉ/4 の視標による8 方向の周辺視野角度の総和が左右とも80 度以下であるかどうかを判定する。その際には8 方向の周辺視野角度はＩ/4 視標が視認できない部分を除いて算出する。（下図）

質　　疑	回　　答
9．ゴールドマン型視野計でⅠ/2 視標による8 方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める時、中心暗点、傍中心暗点が存在する場合、中心視野が固視点を含まずに偏心している場合の計算はどのように行うか。	8 方向の中心視野角度は、Ⅰ/2 視標が視認できない部分を除いて算出する（下図）。Ⅰ/2 視標で中心10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は0 度として取り扱う。
10．視野検査の結果は、必要事項を診断書に記載すればよいのか。	ゴールドマン型視野計、自動視野計のいずれを用いた場合も視野図を診断書に添付する必要がある。ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがⅠ/4 の視標によるものか、Ⅰ/2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載する。 図 周辺視野角度、中心視野角度の算出方法 周辺視野角度はI/4 の視標、中心視野角度はI/2 の視標を用いる。 視野角度の総和の算出方法 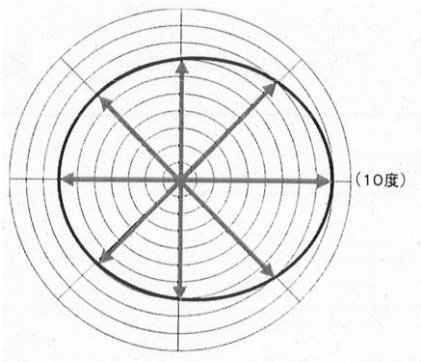 8 方向の経線（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上）とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 (7+7+7+7+7+8+9+8)=60(度)

質　　疑	回　　答
	中心暗点が存在する場合 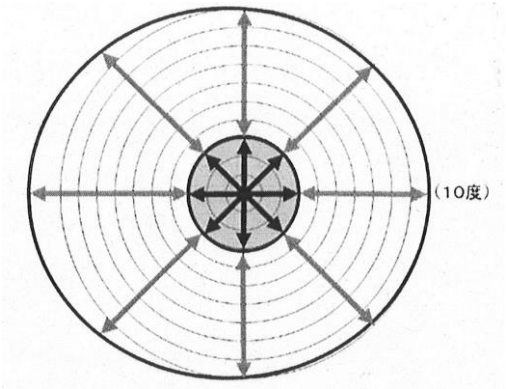 中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 (10−3)+(11−3)+(12−3)+(11−3)+(10−3)+(10−3)+(10−3)+(10−3)=60(度) 傍中心暗点が存在する場合 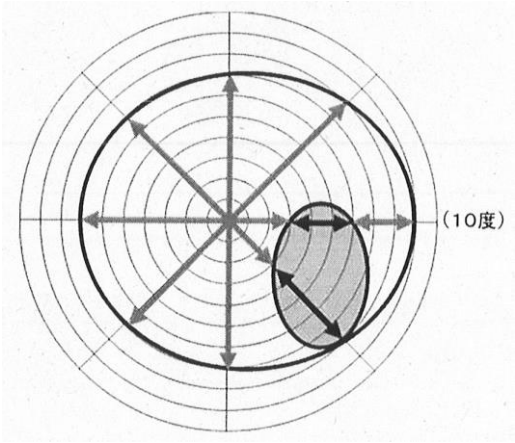 傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 7+7+7+7+7+(8−5)+(9−3)+8=52(度)

質　　疑	回　　答
	固視点を含まずに偏心している場合 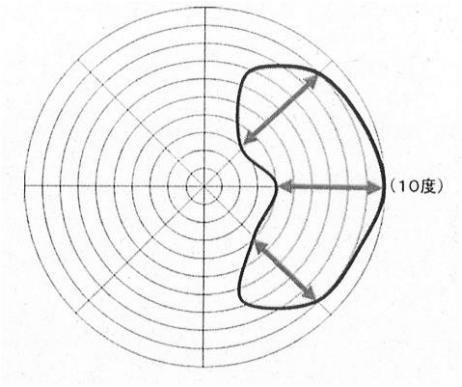 イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 0+0+0+0+0+5+6+6=17(度)

様式第３

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

総括表

氏　名　○　○　　○　○	大正 (昭和) 平成 令和　３０年７月１０日生（６９）歳	(男) 女
住　所　○○市○○町○○番○○号		
①　障害名（部位を明記）　両眼の視力障害、視野障害（求心性視野狭窄）		
②　原因となった疾病・外傷名　両緑内障　両網脈絡萎縮	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災　(疾病)、先天性、その他（　　）	
③　疾病・外傷発生年月日　平成２５年　頃　月　日　・場　所		

④　参考となる経過・現症（レントゲン及び検査所見を含む。）

右眼白内障手術するも、視力回復みられない。
両眼に緑内障性視神経萎縮及び網脈絡萎縮を認める。

障害固定又は障害確定（推定）　令和６年７月１日

⑤　総合所見

視力　右 0.02(n.c)、左 0.02(0.03)
両眼とも著明な視野障害(求心性視野狭窄)を認める。

〔 将来再認定　要 ・ (不要) 〕
〔 再認定の時期　年　月 〕

⑥　その他参考となる合併症等

・障害の状態が永続的に認定できる場合には、再認定は原則不要。
・障害の状態が軽減する等の変化が予想される場合には、１年以上５年以内の時期を記入のこと。

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

令和６年　７月　１日

病院又は診療所の名称　○○病院
所　在　地　○○市○○町○－○
診療担当科名　眼　科　医師氏名　○○　○○　印
（自署又は記名押印）

・必ず、自署又は記名押印のこと
・病院、診療所の名称・住所の記載漏れにも留意のこと

身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔
障害の程度は、身体障害者福祉法別表

・(該当する)　（　１級相当）⇒　視力障害　２級　視野障害　２級
・該当しない

視力、視野の障害がある場合、「等級内訳」を記入のこと。

注　意

1　障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両眼の視力障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、糖尿病、ベーチェット病、角膜混濁等原因となった疾患名を記入してください。

2　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について、お問い合わせする場合があります。

視覚障害の状況及び所見

1　視　力

	裸眼視力	矯正視力									
右眼	0.02	不能	×		D⌒	cyl		D	Ax		°
左眼	0.02	0.03	×	-1.0	D⌒	cyl	-0.5	D	Ax	90	°

・視力障害は矯正後の視力により認定。矯正できない場合、「(矯正)不能」などと記載のこと。
・(矯正)視力が 0.1 以上 0.2 未満の場合は、0.1 として取り扱う(H30 国 Q&A)
例:0.15 → 0.1 となること

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	0	0	0	0	0	5	6	6	17	度(≦80)
左	7	7	7	7	7	8	9	8	60	度(≦80)

Ⅰ/4又はⅠ/2の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、0度と記載

② 両眼による視野が２分の１以上欠損　（　はい　・　いいえ　）

（２）中心視野の評価（Ⅰ／２）

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	0	0	0	0	0	0	0	0	① 0	度
左	0	0	0	0	5	5	5	5	② 20	度

両眼中心視野角度（Ⅰ／２）　（ 20 ×３ ＋ 0 ）／４＝ 15 度
（①と②のうち大きい方）　（①と②のうち小さい方）

または

自動視野計

（１）周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト　両眼開放視認点数　　点

（２）中心視野の評価（10-2 プログラム）

右	③	点（≧26 dB）
左	④	点（≧26 dB）

両眼中心視野視認点数　（　　×３　＋　　）／４＝　　点
（③と④のうち大きい方）　（③と④のうち小さい方）

3　現　症

	右	左
前眼部	特記事項なし	右眼に同じ
中間透光体	人工水晶体眼	軽度水晶体混濁
眼　底	緑内障性視神経萎縮・網脈絡萎縮	右眼に同じ

視野コピー貼付

・「視野」については、必ず視野図を添付のこと
・ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがⅠ／4の視標によるものか、Ⅰ／2の視標によるものかを、明確に区別できるように記載すること

参考① 視力の等級換算表

他方の目の視力 ＼ 視力の良い方の目の視力	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
0～手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6

※横軸が視力の良い方の目の視力、縦軸が他方の目の視力をとり、枠内が等級を示す。
※指数弁は0.01とする。

参考② 視野の等級換算表

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	Ⅰ/4視標	Ⅰ/2視標	両眼開放エスターマンテスト視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
2級	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下	両眼中心視野角度28度以下	70点以下	20点以下
3級		両眼中心視野角度56度以下		40点以下
4級				
5級	両眼による視野が2分の1以上欠損		100点以下	
		両眼中心視野角度56度以下		40点以下

（注）ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがⅠ／4の視標によるものか、Ⅰ／2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。